

土地収用法第 28 条の 2 の規定による補償等についてのお知らせ

土地収用法第 28 条第 2 の規定による補償等に関する周知事項について

みなとみらい 21 線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業につきまして、土地収用法による手続開始の告示があり、土地所有者、土地に関して所有権以外の権利を有する方及び物件所有者等の皆様に土地収用法に基づく種々の法的効果が発生します。これらの主な事項や補償等につきまして、土地収用法第 28 条の 2 の規定によりお知らせします。

1. 土地収用法の手続きの流れについて

[神奈川県収用委員会のページ（外部サイト）](#)をご確認下さい。

2. 土地収用法（抜粋）

（土地を収用し、又は使用することができる事業）

第三条

土地を収用し、又は使用することができる公共の利益となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものに関する事業でなければならない。

七 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

（補償等について周知させるための措置）

第二十八条の二

起業者は、第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示があつたときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、土地所有者及び関係人が受けることができる補償その他国土交通省令で定める事項について、土地所有者及び関係人に周知させるため必要な措置を講じなければならない。

お知らせ

起業者横浜高速鉄道株式会社が行うみなとみらい21線車両留置場整備事業及びこれに伴う附帯事業について、令和七年十二月十九日に土地収用法による手続開始の告示がありましたので、土地収用法第二十八条の二の規定に基づき、土地所有者及び関係人の皆様に、次の事柄についてお知らせします。

記

一 手続開始の告示があった土地について

- イ 収用の部分 なし
- ロ 使用の部分 神奈川県横浜市中区元町二丁目地内及び山手町地内

(注) 起業地を表示する図面は、横浜市中区役所総務部市政推進課で御覧ください。

二 土地価格の固定について

右記一の土地については、手続開始の告示があった日をもって土地価格が固定されることになります。

三 土地所有者及び関係人が受けることができる補償について

土地所有者は土地に対する補償金を、土地に関する所有権以外の権利を持っている者はこれらの権利に対する補償金を、建物等の所有者、借家人等は移転等に必要な補償金をそれぞれ受けることができます。

四 関係人について

手続開始の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなりますので、損失の補償を受けることはできません。

五 土地の形質の変更及び損失補償の制限について

手続開始の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し又は増改築等をするときは、あらかじめ神奈川県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

六 裁決申請の請求について

裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持っている土地について裁決の申請をすべきことを起業者に対し請求することができます。

七 補償金の支払請求について

土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

ただし、既に起業者が裁決申請をし、又は他の土地所有者若しくは関係人が裁決申請の請求をしているときは、この限りではありません。

八 明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接神奈川県収用委員会あてにすることができます。

九 パンフレットの配付について

補償等に関する詳しい内容を記載したパンフレット「補償等についてのお知らせ」は横浜高速鉄道株式会社プロジェクト推進室において配付いたします。

十 その他不明な点については、左記にご照会ください。

神奈川県横浜市中区元町一丁目十一番地
横浜高速鉄道株式会社 プロジェクト推進室
電話 〇四五（三一九）四〇五六